

免許試験課

公安委員会の権限に属する事務			決裁・専決区分				
			決裁	専決			
根拠法令	条項号	事務の内容	公安委員会	本部長	部長	課長等	署長
道路交通法	第89条第1項	免許申請書の受理及び免許試験の実施				○	○
	第89条第2項	免許申請における質問票の交付				○	○
	第89条第3項	技能検査の実施				○	
	第90条第1項及び第2項	免許の拒否の執行				○	
	第90条第4項	拒否に係る弁明をなすべき日時、場所及び処分理由の通知				○	
	第90条の2第2項	講習未受講者に対する免許の措置				○	○
	第91条	免許の条件の付与又は変更				○	○
	第92条	免許証の交付				○	○
	第93条第2項	条件変更に伴う免許証への記載				○	
	第93条の2	免許証の電磁的記録による記録				○	
	第94条第1項	免許証の記載事項の変更届出の受理、免許証への記載及び電磁的方法による記録				○	○
	第94条第2項	仮運転免許証の再交付申請の処理				○	○
	第95条の2第1項	免許を現に受けている者のうち、免許証のみを有するもの並びに免許証及び免許情報記録個人番号カードのいずれも有しないものからの個人番号カードへの特定免許情報を記録することの申請の受理				○	○

第95条の2第3項	第95条の2第1項の申請に基づく特定免許情報の個人番号カードへの電磁的方法による記録				○	○
第95条の2第4項	免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者からの免許証の返納の受理				○	○
第95条の2第5項	免許を現に受けていない者が第92条第1項の規定による免許証の交付を受けようとするときに個人番号カードへの特定免許情報を記録することの申請の受理				○	○
第95条の2第6項	第92条第1項の規定による免許証の交付を受けようとするときに個人番号カードへの特定免許情報を記録することを申請する者からの当該免許証の交付を希望しない旨の申出の受理				○	○
第95条の2第10項	免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者からの免許情報記録個人番号カードの免許情報記録の抹消の受理及び抹消				○	○
第95条の2第11項	免許情報記録個人番号カードのみを有する者からの免許証の交付申請の受理及び交付				○	○
第95条の3	免許情報記録個人番号カードを有する者に対して異なる種類の免許を与えるときの免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録の書換えと条件変更に伴う免許情報記録個人番号カードへの電磁的方法による記録				○	○
第95条の4第1項	免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者に対して異なる種類の免許を				○	○

	与えるときの当該免許証の交付及び免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録の書換え					
第95条の4第2項	免許証及び免許情報記録個人番号カードを有する者に対する条件変更に伴う免許証への記載及び免許情報記録個人番号カードへの電磁的方法による記録				○	○
第95条の5第2項	免許情報記録個人番号カードのみを有する者からの記載事項変更の届出の受理				○	○
第97条の2第2項	運転免許試験の免除				○	
第97条の2第3項	運転免許試験の免除				○	○
第97条の3第1項	運転免許試験の合格の決定の取消し	○				
	運転免許試験の停止				○	○
第97条の3第2項	運転免許試験合格の取消し決定の通知				○	○
第97条の3第3項	運転免許受験停止期間の指定				○	
第98条第2項	自動車教習所の設置に関する届出申請の受理				○	
第98条第3項	自動車教習所の設置者等に対する指導又は助言				○	
第98条第4項	自動車安全運転センターに対する研修要請				○	
第98条第5項	自動車教習所の設置者等に対する必要な報告又は資料提出の要求				○	
第99条第1項	指定自動車教習所としての指定	○				
	指定自動車教習所の指定申請の受理				○	

第99条の2第4項	技能検定員に対する資格者証の交付				○	
第99条の2第5項	技能検定員に対する資格者証の返納の命令	○				
第99条の3第4項	教習指導員に対する資格者証の交付				○	
第99条の3第5項	教習指導員に対する資格者証の返納の命令	○				
第99条の4	指定自動車教習所職員に対する講習の通知				○	
第99条の6第1項	指定自動車教習所設置者等に対する教習業務の報告若しくは資料提出の要求又は検査の実施				○	
第99条の7第1項	指定自動車教習所設置者等に対する適合の命令		○			
第99条の7第2項	指定自動車教習所設置者等に対する監督上の命令		○			
第100条	指定自動車教習所に対する指定の取消し	○				
	指定自動車教習所に対する卒業証明書若しくは修了証明書の発行禁止		○			
第100条の2第1項	再試験の実施				○	
第100条の2第5項	再試験受験申込書の受理				○	
第104条の2の2第1項	再試験不合格者に対する免許の取消し				○	
第104条の4第1項	免許の取消し申請の受理				○	
第104条の4第2項	申請による免許の取消し				○	
第104条の4第3項	申請による免許取消し申出者に対する当該申出に係る免許の付与				○	
第106条の3第1項	取消し、失効、有効期間満了等において返納された免許証の受領				○	○

第106条の3第2項	一部免許取消し者への他の種類の免許証の交付				○	○
第106条の3第3項	一部免許取消し者からの個人番号カードへの他の種類の特定免許情報を記録することの申請の受理及び個人番号カードへの他の種類の特定免許情報を記録することを申請した一部免許取消し者からの免許証の交付を希望しない旨の申出の受理				○	○
第106条の4第1項	取消し、失効、効力停止又は有効期間満了における免許情報記録個人番号カードの免許情報記録の抹消				○	○
第106条の4第2項	一部免許取消し者の免許情報記録個人番号カードの免許情報記録の書換え				○	○
第106条の5	再試験に係る取消し若しくは若年運転者期間に係る取消しにおいて、免許証を返納し、かつ、免許情報記録個人番号カードを提示した場合の他の種類の免許証の交付及び免許情報記録の書換え				○	○
第108条第1項	免許関係事務の委託				○	
第108条の2第1項第2号	取消処分者講習の実施				○	
第108条の2第1項第4号	大型車、中型車、準中型車又は普通車講習の実施				○	
第108条の2第1項第5号	大型二輪車又は普通二輪車講習の実施				○	
第108条の2第1項第6号	原付講習の実施				○	
第108条の2第1項第7号	大型旅客車、中型旅客車又は普通旅客車講習の実施				○	

	第108条の2第1項第8号	応急救護処置に関する講習の実施				○	
	第108条の2第1項第9号	指定自動車教習所職員に対する講習の実施				○	
	第108条の2第3項	道交法第108条の2第1項第4号から第9号までに掲げる講習の委託				○	
	第108条の4第1項	指定講習機関の指定申請の受理及び指定		○			
	第108条の4第2項						
	第108条の5第3項	運転適性指導員の解任の命令		○			
	第108条の6第1項	講習業務規程（変更）認可申請の受理及び認可				○	
	第108条の8第1項	指定講習機関に対する適合の命令		○			
	第108条の8第2項	指定講習機関に対する監督上の命令		○			
	第108条の9	指定講習機関に対する検査及び報告又は資料提出の要求				○	
	第108条の10	指定講習機関の休廃止の許可申請の処理				○	
	第108条の11	指定講習機関の指定の取消し	○				
	第108条の32の2第1項	運転免許取得者等教育の認定		○			
		運転免許取得者等教育の認定申請の受理				○	
	第108条の32の2第2項	運転免許取得者等教育の認定に関する公示				○	
	第108条の32の2第5項	運転免許取得者等教育の認定の取消し	○				
道路交通法施行令	第33条の5の3第1項第1号ハ	届出自動車教習所が行う教習の課程（大型免許，中型免許，準中型免許又は普通免許）の指定		○			

道路交通法施行規則	第33条の5の3 第2項第1号ハ	届出自動車教習所が行う教習の課程（大型二輪免許又は普通二輪免許）の指定	○			
	第33条の5の3 第4項第1号ハ	届出自動車教習所が行う教習の課程（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許）の指定	○			
	第33条の6の2 第6号	免許証等の更新を受けることができなかったやむを得ない理由の認定			○	○
	第18条の5	道交法第91条の規定により付された条件（自動車等の種類の限定）解除又は変更に係る審査			○	○
	第18条の6	道交法第91条の2の規定による申請により付されたサポートカー限定条件の解除又は変更に係る審査			○	○
	第22条第1項	免許試験場所等の指定	○			
	第22条第2項	試験日時又は場所の指定			○	○
	第22条第3項	試験日時の指定			○	○
	第24条第11項	試験車両の指定			○	
	第24条第12頁	技能試験に従事する者の指定			○	
	第28条	運転免許試験成績証明書の交付			○	
	第28条の2	再試験に係る技能再試験に従事する警察職員及び使用自動車の指定			○	
	第31条の4の7	免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する法人の認定			○	
	第31条の5第3項	自動車教習所の廃止届又は変更届の受理			○	
	第33条第5項第2号ニ	応急救護処置に必要な知識の教習に係る応急救護処置指導員の認定			○	

	第36条	指定自動車教習所の指定申請書の記載事項変更届の受理				○	
	第37条第1項	指定自動車教習所の指定書の交付又は指定取消通知書による通知				○	
	第37条第2項	指定自動車教習所の設置者等に対する措置命令書又は監督命令書の交付				○	
	第37条第3項	指定自動車教習所に対する卒業証明書若しくは修了証明書の発行禁止又は期間延長処分通知書による通知				○	
	第38条第8項第2号	応急救護処置講習に係る応急救護処置講習指導員の認定				○	
	第38条の3	講習を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有するものの認定				○	
	第38条の4の6第1項	運転免許取得者等教育を行う者に対する定期報告書の提出の要求				○	
	第38条の4の6第2項	運転免許取得者等教育を行う者に対する必要な報告又は資料提出の要求				○	
緊急自動車の運転資格の審査に関する規則（昭和54年鹿児島県公安委員会規則第6号）	第3条	緊急自動車運転資格申請書の受理				○	
	第4条	審査場所の指定				○	
	第8条	緊急自動車の運転資格審査				○	
	第10条	緊急自動車運転資格の記載申請の受理				○	
指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）	第3条	指定講習機関の指定の公示				○	
	第4条第1項	指定講習機関の名称等の変更届出の受理				○	
	第4条第2項	指定講習機関の変更事項の公示				○	
	第4条第3項	指定講習機関の指定申請書添付書類の変更届出の処理				○	
	第5条第5号	運転適性指導員の資格審査				○	

	第11条	指定講習機関の特定講習の講習結果報告書の受理				○	
	第13条	指定講習機関の事業報告書等の受理				○	
	第14条第2項	指定講習機関の特定講習の休止又は廃止の公示				○	
	第15条	指定講習機関の指定取消しの公示				○	
	第16条	指定講習機関からの特定講習業務の引継ぎ及び指定講習機関に対する適正な特定講習を行うため必要と認める措置				○	
	第17条	国家公安委員会が指定する講習を受講させる特定講習指導員の指名				○	
	第18条第1項	指定講習機関との連絡				○	
	第18条第2項	指定講習機関に対する適正な特定講習実施を図るために必要な配慮				○	
原付講習の実施に関する規則（平成4年鹿児島県公安委員会規則第14号）	第2条第2項第2号	原付講習に係る受託者に対する指導監督				○	
	第3条	原付講習委託の解約				○	
	第14条	受託者からの原付講習に関する報告の受理				○	
届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）	第2条第1項	特定届出自動車教習所の指定に係る申請書の受理				○	
	第3条	特定届出自動車教習所の指定書の交付				○	
	第4条	特定届出自動車教習所の指定申請書の記載事項変更届の受理				○	
	第7条	特定届出自動車教習所の業務に関する報告又は資料提出の要求				○	
	第8条第1項	指定教習課程の取消し	○				

	第8条第2項	特定届出自動車教習所の指定取消通知書の通知				○	
応急救護処置に関し医師である者に準ずる能力を有する者を定める規則（平成6年国家公安委員会規則第2号）	第4号	応急救護処置に必要な知識の指導に関し医師等に準ずる能力を有する者の認定				○	
技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）	第1条	技能検定員審査				○	
	第2条	技能検定員審査に関する公示				○	
	第3条第1項	技能検定員審査申請書の受理				○	
	第5条第1項	技能検定員審査合格証明書の交付				○	
	第5条第2項	技能検定員審査合格証明書の再交付				○	
	第6条	技能検定員審査合格者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定				○	
	第7条第2項	技能検定員資格者証交付申請書の受理				○	
	第8条第1項	技能検定員資格者証の再交付				○	
	第8条第2項	技能検定員資格者証の書換え申請書の受理				○	
	第10条第1項	教習指導員審査				○	
	第10条第2項	教習指導員審査に関する公示				○	
	第11条第1項	教習指導員審査申請書の受理				○	
	第13条第1項	教習指導員審査合格証明書の交付				○	
	第13条第2項	教習指導員審査合格証明書の再交付				○	
	第14条	教習指導員審査合格者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定				○	

	第15条第2項	教習指導員資格者証交付申請書の受理				○	
	第16条第1項において準用する第8条第1項	教習指導員資格者証の再交付				○	
	第16条第1項において準用する第8条第2項	教習指導員資格者証の書換え申請書の受理				○	
大型免許等取得時講習の実施に関する規則（平成6年鹿児島県公安委員会規則第7号）	第2条第2項第2号	大型免許等取得時講習に係る受託者に対する指導監督				○	
	第3条	大型免許等取得時講習委託の解約				○	
	第6条第1項	講習指導員の認定				○	
	第6条第1項第10号ア	応急救護処置指導員の養成を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有する者の認定				○	
	第6条第2項	講習指導員の不認定				○	
	第6条第3項	講習指導員資格者名簿への登載				○	
	第7条第1項	講習指導員資格の認定の取消し	○				
		講習指導員の業務停止の命令				○	
	第7条第2項	講習指導員の認定取消し又は業務停止命令に係る通知				○	
	第13条	受託者からの講習実施結果報告書の受理				○	
指定自動車教習所の職員に対する講習等の実施に関する規則（平成6年鹿児島県公安委員会規則第9号）	第3条	指定自動車教習所の職員に対する講習に係る講習申出書の受理				○	
	第4条第2項第2号	指定自動車教習所の職員に対する講習に係る受託者に対する指導監督				○	
	第5条	指定自動車教習所の職員に対する講習委託の解除				○	
	第7条第2項	受託者からの法定講習実施計画書の受理				○	

指定自動車教習所の 指定及び検査等に關 する規則（平成9年 鹿児島県公安委員会 規則第5号）	第11条	受託者からの講習実施結果 報告書の受理				○	
	第6条	指定自動車教習所の教習可 能人員の算定				○	
	第7条	指定自動車教習所設置者か らの管理者資格申請書の受 理				○	
	第8条第1項	指定自動車教習所設置者に 対する管理者証書の交付				○	
	第8条第2項	指定自動車教習所設置者か らの管理者選任届の受理				○	
	第13条第1項	指導員等に対する臨時講習 の実施				○	
	第13条第2項	指定自動車教習所設置者等 に対する臨時講習の通知				○	
	第14条第5号	指定自動車教習所管理者か らの再教習結果報告書の受 理				○	
	第15条	指定自動車教習所管理者か らの検定実施結果報告書の 受理				○	
運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）	第17条第2項	指定自動車教習所に対する 総合検査の実施及び実施日 時等の通知				○	
	第2条第1号イ (3)	運転免許取得者等教育に関 し教習指導員資格者等と同 等以上の技能及び知識を有 する者の認定				○	
	第4条第2項第 4号	運転免許取得者等教育の指 定申請の受理				○	
		運転免許取得者等教育の指 定				○	
	第7条第1項	認定教育実施者の名称等の 変更届出の受理				○	
	第7条第2項	認定教育実施者の名称等の 変更の公示				○	
	第7条第3項	運転免許取得者等教育の認 定申請書添付書類の変更届 の受理				○	

大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号）	第12条	運転免許取得者等教育の認定取消しの公示				○	
	第1条第1項	受験資格特例教習の課程の指定				○	
	第2条第1項	受験資格特例教習の指定申請書の受理				○	
	第3条第1項	受験資格特例教習の指定書の交付				○	
	第4条第1項	受験資格特例教習の変更届の受理				○	
	第8条第1項	受験資格特例教習を行う者に対する必要な報告又は資料提出の要求				○	
	第9条第1項	受験資格特例教習課程の指定の取消し	○				
	第9条第2項	受験資格特例教習課程の指定取消通知書による通知				○	

高速道路警察隊

公安委員会の権限に属する事務			決裁・専決区分				
			決裁	専 決			
根拠法令	条項号	事務の内容	公安委員会	本部長	部長	課長等	署長
道路法	第95条の2第2項	道路管理者からの協議に対する回答（道路法第46条第1項及び第3項に関する一時的なものに限る。）				○	
	第95条の2第2項において準用する第95条の2第1項ただし書	道路管理者からの通知の受理（緊急やむを得ない場合に限る。）				○	
高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）	第24条の2において準用する道路法第95条の2第2項	国土交通大臣からの協議に対する回答（道路法第46条第1項及び第2項並びに第47条第3項に関することに限る。）				○	
	第24条の2において準用する道路法第95条の2第2項において準用する第95条の2第1項ただし書	国土交通大臣からの通知の受理（緊急やむを得ない場合に限る。）				○	
道路交通法	第4条第1項	信号機又は道路標識等を設置して行った交通規制の効力の一時的な停止（1か月を超えないものに限る。）				○	

公安課

公安委員会の権限に属する事務			決裁・専決区分				
			決裁	専 決			
根拠法令	条項号	事務の内容	公安委員会	本部長	部長	課長等	署長
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第9号）	第3条第1項	施設管理者等が行う小型無人機等の飛行通報の受理				○	
	第3条第2項	施設管理者等以外の者が行う小型無人機等の飛行通報の受理				○	
	第4条第1項	公務操縦者が行う小型無人機等の飛行通報の受理				○	

警備課

公安委員会の権限に属する事務			決裁・専決区分				
			決裁	専決			
根拠法令	条項号	事務の内容	公安委員会	本部長	部長	課長等	署長
自衛隊法（昭和29年法律第165号）	第81条第1項	治安出動の要請に係る知事との協議		○			
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	第62条の3第1項	工場等の外における核燃料物質等の運搬において生じた事故等に係る報告の受理		○			
災害対策基本法	第13条第1項	中央防災会議による協力の要求の受理			○		
	第21条	都道府県防災会議による協力の要求の受理			○		
	第23条第6項	都道府県災害対策本部長による指示の受理		○			
	第23条第7項	都道府県災害対策本部長による協力の要求の受理			○		
	第28条第2項	非常災害対策本部長による指示の受理		○			
	第28条第3項	非常災害対策本部長による協力の要求の受理			○		
	第28条の6第2項	緊急災害対策本部長による指示の受理		○			
	第28条の6第3項	緊急災害対策本部長による協力の要求の受理			○		
	第29条第1項	職員の派遣の要請		○			
	第29条第3項	職員の派遣の要請に係る知事への協議		○			
	第30条第1項	指定行政機関又は指定公共機関の職員の派遣についてのあっせんの要求の受理		○			
	第30条第2項	他の普通地方公共団体の職員の派遣についてのあっせんの要求の受理		○			

	第30条第3項において準用する第29条第3項	職員の派遣あっせんの要求に係る知事との協議		○			
	第31条	職員の派遣		○			
	第45条第1項	地域防災計画の実施の推進のための要請に対する措置	○				
	第45条第2項	地域防災計画の実施状況についての報告又は資料の提出の要求			○		
	第70条第2項	都道府県知事の所轄の下における応急措置の実施		○			
	第70条第3項	知事からの応急措置の実施の要請又は要求の受理		○			
	第74条第1項	他の都道府県知事等に対する応援の要請及び要請の受理		○			
大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）	第75条	応急措置実施のための事務の委託及び受託		○			
	第13条第1項	地震災害警戒本部長による指示の受理		○			
	第17条第8項	鹿児島県地震災害警戒本部長の指示の受理		○			
	第21条第2項	地震防災応急対策の実施		○			
原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）	第26条第1項において準用する災対法第74条第1項	他の都道府県知事等に対する応援の要求及び要求の受理		○			
	第20条第2項	原子力災害対策本部長による指示の受理		○			
	第26条第2項	緊急事態応急対策の実施			○		
	第28条第1項において読み替えて適用する災対法第21条	都道府県防災会議による協力の要求の受理			○		
	第28条第1項において読み替えて適用する災対法第74条第1項	他の都道府県知事等に対する応援の要求及び要求の受理		○			

	第28条第3項において読み替えて適用する災対法第23条第7項	鹿児島県災害対策本部長からの指示に対する措置		○		
武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）	第14条第1項	武力攻撃事態等対策本部長による総合調整の受理	○			
	第14条第2項	武力攻撃事態等対策本部長に対する意見の申出	○			
	第15条第1項	内閣総理大臣による指示の受理	○			
	第15条第2項	内閣総理大臣による通知の受理	○			
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律	第11条第2項	国民の保護のための措置の実施	○			
	第12条第1項	他の都道府県知事等に対する応援の要求及び要求の受理	○			
	第13条	事務の委託及び受託	○			
	第29条第10項	県国民保護対策本部長による要求の受理	○			
	第46条	都道府県知事による警報の通知の受理	○			
	第54条第7項	都道府県知事による避難指示の通知の受理	○			
	第55条第3項	都道府県知事による避難指示の解除の通知の受理	○			
	第58条第7項	都道府県の区域を越える住民を受け入れるべき地域の決定の通知の受理	○			
	第100条第1項	都道府県知事による関係機関への緊急通報の通知の受理	○			
	第102条第5項	立入制限区域の設定	○			
	第102条第6項	立入制限区域等の指定の通知及び公示	○			
	第102条第8項	国家公安委員会による指示の受理	○			

第151条第1項	職員の派遣の要請	○			
第151条第2項	職員の派遣の要請に係る知事との協議	○			
第152条第1項	職員の派遣のあっせんの要求の受理	○			
第152条第2項	職員の派遣のあっせんの要求及び職員の派遣	○			
第152条第3項において準用する第151条第2項	職員の派遣のあっせんの要求にかかる知事への協議	○			
第177条第2項	都道府県の実施する緊急対処保護措置の実施	○			
第183条において準用する第12条第1項	他の都道府県知事等に対する応援の要求及び要求の受理	○			
第183条において準用する第13条	事務の委託及び受託	○			
第183条において準用する第29条第10項	県緊急対処事態対策本部長による要求の受理	○			
第183条において準用する第46条	都道府県知事による警報の通知の受理	○			
第183条において準用する第54条第7項	都道府県知事による避難指示の通知の受理	○			
第183条において準用する第55条第3項	都道府県知事による避難指示の解除の通知の受理	○			
第183条において準用する第58条第7項	都道府県の区域を越える住民を受け入れるべき地域の決定の通知の受理	○			
第183条において準用する第100条第1項	都道府県知事による関係機関への緊急通報の通知の受理	○			
第183条において	緊急対処事態における災害	○			

て準用する第102条第5項	の発生等の防止のための立 入制限区域の指定					
第183条において準用する第102条第6項	立入制限区域等の指定の通知及び公示	○				
第183条において準用する第102条第8項	国家公安委員会による指示の受理	○				
第183条において準用する第151条第1項	職員の派遣の要請	○				
第183条において準用する第152条第1項	職員の派遣の要請に係る知事との協議	○				
第183条において準用する第152条第2項	職員の派遣のあっせんの要求及び職員の派遣	○				
第183条において準用する第152条第3項	職員の派遣のあっせんの要求に係る知事への協議	○				

本表…一部改正〔平成26.3公規程4、4公規程10、7公規程1、8公規程14、27.2公規程1、公規程2、9公規程6、28.3公規程1、7公規程8、8公規程9、12公規程13、28.5公規程15、29.3公規程1、5公規程4、30.3公規程1、4公規程3、30.10公規程5、12公規程6、令和元.10公規程3、11公規程5、公規程6、2.2公規程1、公規程2、3公規程3、3.3公規程2、4.1公規程1、3公規程2、4公規程4、公規程5、5公規程6、公規程7、10公規程9、公規程10、5.3公規程2、公規程3、公規程9、7公規程10、公規程11、6.2公規程3、9公規程10、10公規程11、12公規程18、7.2公規程1、3公規程3〕